

松蔭大学 ガバナンス・コード

はじめに

2019（平成 31）年 3 月 28 日に開催された日本私立大学協会・第 150 回総会において、各会員校における私立大学版「ガバナンス・コード」＜第 1 版＞が了承されました。第 1 版において示された「ガバナンス・コード」策定の目的・意義は次のとおりです。

「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

（1）学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。

（2）学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。

（3）学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。

（4）学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育、研究、社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公立間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。

（5）私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

出典：日本私立大学協会 私立大学基本問題研究委員会・大学事務研究委員会 「日本私立大学協会憲章『私立大学版 ガバナンス・コード』＜第 1 版＞」、第 150 回総会、平成 31 年 3 月 28 日。

松蔭大学は、学校法人松蔭学園寄附行為および建学の精神（教育理念）を基としてその使命を遂行するにあたり、上記の目的・意義を参酌し、ここに「松蔭大学ガバナンス・コード」を策定しましたので、広く社会の皆様に対して公表いたします。

目 次

第 1 章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	2
第 2 章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	4
第 3 章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	8
第 4 章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	9
第 5 章	透明性の確保（情報公開）	21

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

松蔭大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

松蔭大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、松蔭大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

松蔭大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、職員（教職員）はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、松蔭大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

松蔭学園は、昭和16(1941)年、松浦昇平先生により「松蔭学園」として創立され、「松蔭女学校」を開設して以来、幼稚園・中学校・高等学校・短期大学・女子大学そして大学・大学院と増設を重ねてきましたが、常に「松蔭」の名称を付してきました。このことは、学園創立者が吉田松蔭の教育理念・教育成果に深い感銘と影響を受け、人造りに強い信念と情熱を傾注させていたこと、後継者もその意思を継承し続けています。現在、本学が「知行合一」を校是として掲げているのは、この精神を具体的に表明したものです。

すなわち、寄附行為第3条には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、“知行合一”を校是として、社会に有能な人材を育成することを目的とする」と規定しています。

本学では、「知行合一」とは、学んで得た知識を行動に生かし、実践することでさらにその知識を体得していくことであると考えています。すなわち、本学の建学の精神は、「知る」と「行う」ことが表裏一体になった生きた学問を実践することを意味します。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

本学は、学則第1条に「広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために重要な「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成」とあるように、教育目的を定めています。これは、単に知識を伝授・伝達するというものではなく、学ぶことにより「志」（人生目標）を形成し、その「志」を実現する強い実践力を養うと共に、実践にあたって「ホスピタリティ」を持った人間の育成を意図しています。以上の建学の精神及び教育目的に基づき、本学の教育目標は、「学ぶことによって人間性を磨き、他者を思いやる心を育て、知識を実践でいかすことのできる人材育成」です。

本学が育成を目指す人間像は、以下の三つです。

① 吉田松蔭先生が提唱した「志」を持った人間の育成

「志」とは、自立した社会の一員としての自覚と社会的な責任感・使命感に裏打ちされたもので、各人が確立した人生目標を達成しようとする熱意と意欲です。

② 「志」を実現するための実践力を持った人間の育成

知識に基づいて育まれた判断力及び実践力は、健全な社会人にとって必要です。「志」を実現するために、教養と共に専門性のある知識に裏打ちされた行動ができる人間を育成します。

③ 「ホスピタリティ」のある人間の育成

人類の平和的、持続的発展のために、自己の確立を目指すだけでなく、ホスピタリティの心を持って社会で共生できる人間を養います。その実現のために本学ではホスピタリティを心得た社会人を育成します。

○松蔭大学が期待する職員像

- ・建学の精神を遵守し、教学に反映する人
- ・職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人
- ・学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人
- ・法規範を遵守するとともに、道德観と倫理をもち、大学の名誉や信用を高めようとする人
- ・自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人

1-2 教育と研究の目的（松蔭大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的（学則 第1条）

本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、吉田松蔭の実学精神に基づく「知行合一」を校是とした創設者の建学精神に則り、広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために必須の「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成を目的とします。

② 経営文化学部の教育目的及び研究目的（学則 第1条の1）

本学部は、建学の精神に基づく「知行合一」を目指し、企業の社会的責任、企業倫理、法令遵守、企業金融などを重視した企業経営に関する専門分野の教育研究を行い、経営文化の視点と発想を持ち、本学の教育理念である「ホスピタリティ」を実現できる人材の育成を目的とします。

③ コミュニケーション文化学部の教育目的及び研究目的（学則 第2条の2）

本学部は、文化の伝達、交流がコミュニケーションを通して図られてきた歴史的事実に基づいて、コミュニケーションを人間の精神活動、社会的行為のすべてであるととらえ、社会で共有される考え方や方法、手段についての研究教育を行い、広い視野と豊かな人間性を身につけて、違いを受け入れ、互いに尊重し、共生しうる人材を育成することを目的とします。

④ 観光メディア文化学部の教育目的及び研究目的（学則 第1条の3）

本学部は、地球的規模でヒト・モノ・カネ・情報が行き交う21世紀においてその重要性を益々高めつつある観光、メディア、情報について、専門的研究及び教育を行うことにより、グローバル化と高度情報化時代への適応力を備え、日本や世界を舞台に活躍、貢献できる人材の育成を目的とします。

⑤ 看護学部の教育目的及び研究目的（学則 第1条の4）

学園の教育基盤「知行合一」と「ホスピタリティ」に則り、人間に対する総合的な理解に基づき、健康の回復とその維持増進に係る看護に関する専門の学術を教授研究し、看護職者として必要な幅広い専門的知識と優れた技術、人々の健康な生活に貢献できる創造性と高い倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することを目的とします。

⑥ 大学院経営管理研究科の教育目的及び研究目的（大学院学則 第1条の1）

経営管理研究科修士課程は、本研究科の目的である経営学の理論と実践及び企業を巡る法制・法務と企業会計の理論と実践に関し、広い視野にたった精新な学識を授け、専門分野に対する研究能力の陶養を図り、高度な専門的研究への基礎を確立すると共に、専門性の高い職業を担い得る卓抜した能力の育成を目的とします。

(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況については、自己点検・評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある大学運営に努めています。
- ③ 改革のために、教職協働の観点からも職員の人材養成・確保など職員の役割を一層重視します。
- ④ 経営陣と職員が中期的な計画を共有し、職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど大学全体の取組みを徹底します。
- ⑤ 中期的な計画(平成31年度、第2次第第三者評価時に作成、令和3年次3月補筆)

ア 大学組織の第2次改革

- a. 学部・学科のあり方、定員の適正化、定員充足率のアップのための学部学科の検討改善
- b. 大学院研究科の増設計画
- c. 3つのポリシーの見直しとポリシーのアセスメント（評価）の構築
- d. FDによる教育の質の向上(ナンバリング、GPAの活用)
- e. 事務の重要業務に対するSDの開発

イ 定員充足のための広報・募集の改革

- a. 留学生募集方法の改善とサポート体制の確立
- b. 高校訪問活動の実施及び、積極的な高校の開拓

ウ 教育環境・生活支援の充実

- a. 授業の活性化と初年次教育の改善
- b. コアカリキュラムの設定、教育課程の見直し
- c. 学生ポートフォリオの活用
- d. 教員相互の授業参観評価の促進と活用

エ キャリア教育の支援

- a. キャリアデザイン科目による学生へのインプット
- b. 3年・4年次専門ゼミでのキャリア説明、面談の実施
- c. 公務員等の受験指導対策の充実

オ 地域貢献と国際貢献の推進

(3) 松蔭大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に大学経営を進めます。
- ③ 大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、SDGsの貢献など多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

松蔭大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、松蔭大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人

は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
 - イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
 - ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 学長への権限委任
 - ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。
 - イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
 - ウ 各々の所掌する校務及び所属職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。
- ④ 大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、大学の運営責任者に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ⑤ 実効性のある開催
 - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
 - イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、
 - ア その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合
 - イ その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 職員として理事となる者については、職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事を選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は 2 名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、松蔭学園監事監査基準・同規則等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、松蔭学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載

した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人松蔭学園は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きま
す。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処
分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げ
る事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に
意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、
事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行

為の定めるところにより選任された者

ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

- ③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学長候補者選考規則第5条に基づき、「理事会は、委員会の挙げた候補者の中より学長を選考する。」とあり、次に学園組織規程の第4条の（大学）の項の（1）に「学長は、学園長の命を受けて、大学の校務を統括する。」とあります。また、学則第45条1項において、「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1章第1条に掲げる「本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨のもと、「知行合一」を校是とした創設者の建学精神に則り、広く教養と専門性を養うと共に、社会で活躍するために必須の「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を基盤とした人間形成を図り、良き社会人として心身共に健全な人材の育成を目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐・学部長・大学院研究科長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則第9章第45条2項において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるとき、学長の職務を代行する。」としています。
- ② 学長補佐は、学則第9章第45条の三において「学長補佐は、学長を補佐し、大学の校務のうち、重要事項にかかるものを統括整理する。」としています。
- ③ 学部長の役割については、学則第9章第45条4項において「学部長は、学長の命を受けて学部を統括する。」としています。その職務については職員組織規則第8条に定めています。
- ④ 大学院研究科科長の役割については、大学院学則第49条第2項において「研究科科長は、学長の命を受け、研究科を統括する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために学則第10章において「本学に教授会を置く。」としています。審議する事項については教授会規則第3条に以下の通り定めています。

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次のもの
 - ① 学則の改廃に関する事項
 - ② 教育課程の編成、実施及びその改善に関する事項
 - ③ 学生の除籍、復学に関する事項
 - ④ 聴講生、科目等履修生及び委託生等に関する事項
 - ⑤ 学生の賞罰に関する事項
 - ⑥ その他学長が必要と認めた事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次の事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 一 教育及び研究に関する基本的な事項
- 二 大学の組織及び運営に関する事項
- 三 学部・学科・課程の設置及び改廃に関する事項

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

松蔭大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

本学の職員は、特に学生・保護者・卒業生等の信頼を確保するために次のとおり行動します。

- ① 建学の精神と教育理念の実現に向けて、情熱を持って学生指導にあたり、充実した学生生活を実現するための支援を行います。
- ② 授業及び研究指導等においては学生の人格を尊重し、学生の自由意思による学修を支援します。また、キャンパス・ハラスメントには細心の注意を払います。
- ③ 成績評価、単位認定においては、常に公平性を確保します。また、これを妨げるおそれのある学生やその家族からの贈答や接待は、受けないものとします。
- ④ 個人情報について利用目的を具体的に明示して収集し、利用目的の範囲内で利用します。また、試験の解答やレポート等の提出物や成績評価等、学生の個人情報、個人データの管理には細心の注意を払い、紛失、破壊、改ざん及び漏洩することのないよう安全管理に努めます。
- ⑤ 学生や父母等からの相談、申し出等に対し、常に公正かつ誠実な態度で接し、迅速かつ適切に対応します。

4-1 学生との関係

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 大学、学部ごと、大学院の3つの方針（ポリシー）

ア 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【大学】

1. 教育の理念と目的

本学では、「知行合一」を校是とし、「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」の精神を重んじ、広範かつ専門的な知識を持ち、実社会で行動できる有為な人を育成します。あわせて社会人としてふさわしい倫理観に基づき、知的及び応用能力の展開がはかれるよう育成します。

2. 求める学生像

- 1) 課題について、論理的に思考・判断し、表現力や実践力を身につけたい人。
- 2) 他者を思いやる心を持ち、積極的に勉学に取り組みたい人。
- 3) 知識を深め、コミュニケーション力を身につけたい人。

3. 入学者選抜の方針

高等学校までに学んで来た基本的知識や技能を修得していることが必要です。基礎学力および意欲や主体性を持っているかについて、多様な選抜方法により多面的・総合的に評価します。

【経営文化学部】

本学部では、経営文化を理解し、経営に関する知識とスキルの修得を目標とする、次のような意欲のある人を求めています。

1. 社会と企業経営についての高い関心を持っている人。
2. 企業経営・経営法学・経済に関する知識とスキルを学修し、それを実践に結びつける方法に関心を持っている人。

《ビジネスマネジメント学科》

本学科では、企業のあるべき姿を学び、ビジネスマネジメントの知識や技術を修得し、組織や集団で形成される考え方・行動様式（ビジネス・マナー）である「経営文化」を理解することを望む、次のような意欲のある人を求めています。

1. 企業経営の専門的な知識と技能の修得に意欲を持つ人。
2. 組織で協働する人の行動に高い関心を持っている人。
3. 社会に通用するビジネス・マナーを理解することを目標として積極的に勉学・研究に取り組む人。

《経営法学科》

本学科では、企業経営に関心を持ち、公法・民事法・企業法に関する知識を修得し、直面する諸課題をリーガルマインドによって解決を図り、社会正義に適った行動力をつけることを望む、次のような意欲のある人を求めています。

1. リーガルマインドを身につけ、社会全体の利益のために役立ててみたいと考えている人。
2. 経営学・経済学・法学各分野を学際的、融合的に学ぶ意欲のある人。
3. 正義感に裏づけされた、あるべき協働社会の実現を目標として、勉学・研究に取り組む人。

【コミュニケーション文化学部】

本学部では、コミュニケーション文化を理解し、将来、社会人としてふさわしい倫理観を

持ち、積極的に行動できる有為な人となる人を育成します。

この目的に相応しい、コミュニケーション文化に関する広範で専門的な知識を持ち、あわせて知的及び応用能力の展開をはかる資質のある人を求めています。

また、積極的に勉学・考察に取り組むことによって、人間性の向上をはかることができる、次のような意欲のある人を求めています。

《異文化コミュニケーション学科》

本学科では、グローバル化する世界や国際化が進む日本で活躍できる資質を持つ、次のような意欲のある人を求めています。

1. 知識を広く得ようとする好奇心を持ち、よく考え、観察や洞察する力を持つ人
2. 自分の考えを表すための基本的なコミュニケーション力を備えているおり、その力を培おうとする意志のある人。
3. 日本の文化のみならず、世界の多様な文化に興味を持ち、その理解を深め、将来に生かしたいという意欲を持つ人。

《日本文化コミュニケーション学科》

本学科では、日本文化・日本語・日本文学を専門的に学び、身につけた知識や技能を社会で生かしていくことを望む、次のような意欲のある人を求めています。

1. 言語・文学を含めた広い意味での「日本文化」に関心をもち、「日本文化」について学ぶことを望む人。
2. 「日本文化」を継承、研究、創造、発信するための専門知識・表現技能の修得に取り組む人。
3. 多様な個性や能力を生かして協働しようと意欲をもつ人。

《生活心理学科》

本学科では、心理学の知識を活用して、生活場面の様々な問題を解決し、適切なコミュニケーションができる人間の育成をめざしています。この目標を達成するために、次のような意欲のある人を求めています。

1. 学問によって自らを向上させようとする意欲を持つ人。
2. 生活場面における人間の行動に関心を持つ人。
3. 誠意あるコミュニケーションを重んじる人。

《子ども学科》

本学科では、コミュニケーション能力の基礎学力を身につけ、多様な個性や能力を有し、保育や教育を始めとした乳幼児期、児童期の子どもの健全な発達を支援する、次のような意欲のある人を求めています。

1. 現代社会における子どもの様々な生活課題・教育課題等に興味・関心を持ち、その解決を究明するとともに、子どもの健全な発達を支援することに意欲を持つ人。
2. 幼稚園・保育所における教育の専門的職業人に求められる基礎的学力を有している人。
3. 子どもの理解を通して、地域社会の活性化や振興に興味を持つ人。

【観光メディア文化学部】

本学部では、学生が実社会において実践する、観光と情報の業界において能力を発揮できる知識とスキルの修得を目指します。

高い意識をもって取り組む、次のような意欲のある人を求めています。

1. 観光とデータサイエンスを学ぶことに関心を持ち、積極的に学びたいと思う人。
2. 問題を発見し、その解決に向けて真摯に学修や研究に取り組む意欲ある人。
3. 他者と協働し、観光産業や地域の発展に貢献したい人。

《観光文化学科》

本学科では、観光に関する文化・経営・産業・地域観光・国際観光に関する知識を活用し、グローバルに考え、地域に密着した活躍のできる高い意識と、次のような意欲のある人を求めています。

1. 国内外の自然・文化・産業といった多様な分野に興味と学習意欲のある人。
2. 地域の人と共に働き共に喜びあうことのできる人。
3. 観光事業に関心のある人。

《メディア情報文化学科》

本学科では、ICTを活かし、地域社会の発展に貢献する、次のような意欲のある人を求めています。

1. 地域の社会的課題を発掘し、データに基づいた議論を通じ、解決したい人。
2. 地元とのコミュニケーションを大切にしながら、地域の発展に貢献したい人。
3. 観光・ビジネス・教育・行政等、地域の発展のための多様な分野に対し、興味をもって学ぶ意欲のある人。

【看護学部】

本学部では、看護専門職として多様な職種との連携と協働する現場において、看護実践の根拠となる知識・技術及び看護専門職として社会の求める役割を果たし、人々の健康・福祉に貢献できる看護専門職の教育を目指して、次のような意欲のある人を求めています。

1. 看護専門職を目指す明確な意志と確かな学力
看護専門職になる意志があり、読解力・文章力・計算力・判断力・思考力など論理的な思考の基盤となる学力を有している人。
2. 人としての豊かな感性と協調性
他者を思いやることができ、家族・友人などと話しあい協力し主体的に行動できる人。
3. 看護専門職としての努力と忍耐
常に新しい問題について挑戦・努力する意識をもち、看護の実践や研究に取り組む意志をもつ人。

【大学院経営管理研究科】

本研究科では、幅広い知識とその知識を基に専門分野における実践能力を身につけ、社会を取り巻く諸問題見つけ出し、その内容を理解し、解決することに関心を持ち、幅広い知識を活用して貢献する人を育成します。

この大学院が掲げる教育理念や教育目標を達成するために必要な以下の素養を備えている、次のような意欲のある人を求めています。

1. マネジメントの知識と実践力を高め、新たなビジネスプランを創造したい人。
2. 自らの可能性を広げるために、高い意欲を持って経営管理学を学びたい人。
3. 経営・経済、会計、企業法務について、高い意志を持って学びたい人。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【大学】

本学では、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に掲げる学士力を身につけることを目指して、「知行合一」の精神をもち、「ホスピタリティ（他者を思いやる心）」を身につけて、それぞれの学問を継承・研究・創造・発信する、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 専門分野における基幹科目を学び、学究の基礎となる知識と理解力を身につけます。
2. 専門ゼミなどの少人数科目で、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を身

につけます。また、興味・関心に基づき研究のリテラシーを身につけます。

3. 専門科目では、課題について調査・分析し、解決に導く探究心を持ち続ける態度を身につけます。

【経営文化学部】

本学部では、経営文化を学ぶことによって、人間性を磨き、ホスピタリティを育て、経営に関する知識を実践に生かすことのできる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 経営学の基本にある考え方を学び、それを実践に活かすための専門的な知識・スキルを身につけます。
2. 企業経営の環境変化に対応するために必要な法的知識や金融の専門的な知識を身につけます。
3. 専門科目では、課題について調査・分析し、解決に導く探究心を持ち続ける態度を身につけます。

《ビジネスマネジメント学科》

本学科では、ビジネスマネジメント学、企業経営について、そのあるべき姿と協働する人についての思考法と諸技法を学びます。その経営の基礎にあるものを修得し、ビジネス社会で活躍できる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 経営学を学び、合理的な判断を行うための考え方や手法を修得し、経営文化の理解を基礎とした経営管理能力を身につけます。
2. 社会・政治・経済の変化を学び、グローバルに活躍する企業での経営管理能力を身につけます。
3. 会計の知識・技能を習得し、それらの活用による経営管理能力を身につけます。

《経営法学科》

本学科では、経営学・経済学・法学各分野（公法・民事法・企業法）を学際的・融合的に学ぶことによって、社会問題を客観的に捉え、主体的に解決する実践力と豊かな人間力を身につけた、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 公法・民事法・企業法などの法学分野の専門的な知識を体系的に学び、リーガルマインド（法的思考）と正義感を身につけます。
2. 経営学・経済学・法学を学際的・融合的に学び、企業活動や公務における実践的なコンプライアンス（法令遵守）の精神を身につけます。
3. 法的思考の要素である客観的問題把握能力・論理的思考力・合理的問題解決能力を持ち、社会全体の利益のために行動できる人間力と実践力を身につけます。

【コミュニケーション文化学部】

本学部では、多様な文化を学び、教養を深めて、コミュニケーション能力を発揮するための基礎的な能力を十分に身につけ、さらに、そのための専門知識を修得し、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 「コミュニケーション文化」に関する基幹科目を学び、学究の基礎となる知識を身につけます。演習と実習を通して、方法・技能を身につけます。
2. 専門ゼミや専門科目で「コミュニケーション文化」研究の基本的リテラシーを身につけ、思考力・判断力を養い問題解決能力を育成します。少人数専門科目で、相互に伝達・理解・尊重し合うためのコミュニケーション能力を身につけます。
3. 「コミュニケーション文化」に関する専門科目で、課題を発見し考え、調査・分析を通して解決に導く探求心を養います。さらに、多様性を受け入れ、「ホスピタリティ」の精神で協働する態度を身につけます。

《異文化コミュニケーション学科》

本学科では、その教育目標を実現するために必要な科目を「異文化コミュニケーション」「言語コミュニケーション」「ヒューマンコミュニケーション」の3本柱にして、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 1年次・2年次で、読む、書く、プレゼンテーションの力を養います。
2. 1年次から3年次まで「英語」を必修とし、併せて「英語リスニング」「英語スピーキング」「英語リーディング」「英語ライティング」「英語プリンター」の科目を設け、英語力の向上を図ります。英語以外に、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語などの語学科目や、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国、アフリカなどの多様な文化を学びます。
3. 自己と他者、自国と異なる文化を学びさらに、異文化体験を実践につなげる「国際協力機構」(JICA)との連携講座を学びます。

《日本文化コミュニケーション学科》

本学科では、言語・文学を含めた広い意味での「日本文化」を継承・研究・創造・発信する、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 「日本文化」に関する基幹科目を学び、学究の基礎となる知識を身につけます。演習や実習を通して、方法・技能を修得します。
2. 各領域の専門科目で「日本文化」研究の基本的リテラシーを身につけ、思考力・判断力を養い問題解決能力を育成します。少人数専門科目で、相互に伝達・理解・尊重し合うための[理解力と表現力]を身につけます。
3. 各領域の専門科目で、課題を発見し考え、調査・分析を通して解決に導く探求心を養います。さらに、多様性を受け入れ、協働する態度を身につけます。

《生活心理学科》

本学科では、心理学基礎科目・心理学方法論科目・応用心理学科目を三本柱にした多様な講義・演習、実験・実習などを用意しています。これらをバランス良く履修することにより、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 心理学の専門的知識を修得します。
2. 知識を生活場面に活かす実践力と応用力を養います。
3. 人間に対する客観的かつ共感的理解力を育み、[理解力と表現力]を高めます。また、保育士の専門的知識を活かした保育士資格を取得できます。

《子ども学科》

本学科では、子ども学を学んで、幼稚園教諭免許・保育士資格が取得できる教育課程(免許取得を卒業要件とする)を編成し、豊かな子ども文化の創造に貢献するための教育を行い、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 子ども学の基幹科目を学び、学究の基礎となるコミュニケーション力を身につけ、探求する力や表現力を身につけます。
2. 子ども学の専門領域を理論的に深めると共に、幅広い教養と実践力を育成するとともに判断力・問題解決の力・表現力を養います。
3. 子どもの教育現場における援助・支援・環境づくりなどに関する専門的知識や技術を学び、実践力を身につけます。

【観光メディア文化学部】

本学部では、観光・メディア・情報を学ぶことによって、これらの価値を理解した上で、国際的な経営センスを体得し、事業の発展に寄与できる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎科目は各分野の共通事項を配当、専門科目の体系的学習の基礎を身につけます。
2. フィールドワークや地域貢献活動などへの参加により実践力を身につけ「知行合一」の態度化を図ります。
3. ホスピタリティ（他者を思いやる心）の精神を身につけ、その実践力を身につけます。

《観光文化学科》

本学科では、観光対象としての文化と、観光客と住民の交流により新たに構築される文化の二つの視点から、観光現象がもたらす豊かな文化の創造と変革について研究・教育し、観光の普遍的な諸価値を理解した上で、国際的な経営センスを体得し、観光事業の発展に寄与できる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎科目においては、観光の基礎となる科目を履修すると同時に、読み・書き・プレゼンテーション能力を学びます。
2. 専門科目においては、「観光経営・産業」「地域観光」「国際観光」という実学を中心とする3つの科目群から専門知識を学び、フィールドワークや地域貢献などにより、「知行合一」を実践する人を目指して学びます。
3. 観光文化を理解し、観光産業事業で活躍できる経営センスを身につけます。

《メディア情報文化学科》

本学科では、情報関連技術を身につけ、地域で活躍することができる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 多様な教養科目を基礎に、その後情報システム・AI活用・データサイエンス・危機管理・地域マネジメントの専門分野を学びます。
2. 地域でのフィールドワークを通して、問題を発見し、解決の方策を総合的に議論・評価した上で、安心・安全な地域デザインができる力を身につけます。
3. 少人数指導・アクティブラーニングなど実践的な学習により、魅力と活力にあふれた地域を実現する力を養います。

【看護学部】

本学部では、自己の課題を明確にし、自己を成長させるために主体的に取り組み成果を得られる、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 人間理解と社会科学領域

基本的な人間理解と社会について理解でき、この理論をもとに看護専門職としての自己の課題を明確にし、自己の成長に向けて学びます。

2. 健康科学領域

健康科学・病態学・先進医療の分野で、心身の障害の成り立ち、心身の健康破綻時の病態およびその回復過程を理解し、患者を擁護し、社会の多様性やグローバル化などに対応する看護活動にかかわることができるようになります。

3. 看護科学領域と統合領域

看護の基礎、リプロダクティブ・ヘルス看護、小児期・成人期・老年期の看護、精神の看護、在宅の看護の7つの看護分野を構成し、看護の対象や生活環境をどうとらえるか、看護をどのようにとらえるかを様々な視点からアプローチでき、自己の看護実践活動力の向上につなげる学びができます。併せて当看護学科では、看護過程の実践力の個人指導強化、救急看護では一次蘇生法（BLS）の資格取得、看護研究の基本的な知識を身につけます。

【大学院経営管理研究科】

本研究科では、以下の方針に基づき研究科の教育課程を編成し、実施し、基盤的能力及び専門的能力を備えた高度な専門職業人を育成します。社会に貢献できる高度な専門知識・技

能を身につけた、総合的な学力を育成するためのカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 深い見識と専門分野に立脚した見方・考え方を身につけるため、講義・応用科目群と演習科目群を学びます。
2. 両科目群に経営・経済系、会計系、企業法務系を配し、深い学問を修得できるように設定された科目を学びます。

ウ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【大学】

本学では、「知行合一」の精神を理解し、人間性を磨き、「ホスピタリティ(他者を思いやる心)」を身につけて、知識を実践で生かすことができる人に学士の学位を授与します。

1. 専門分野に関する知識・技能を深め、コミュニケーション力を身につけている人。
(知識・技能の修得)
2. 専門分野に関する文化的・社会的課題について、論理的に思考・判断し、豊かに表現できる人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 専門分野において、論理的に思考・判断し、主体的に学習に取り組む態度や豊かな人間性を身につけた人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

【経営文化学部】

本学部では、学修・研究活動を行うことによって、経営文化の知識・能力・態度を身につけた人に学士（経営文化学）の学位を授与します。

1. 経営文化を理解し、経営・経営法学に関する専門的知識とスキルを身につけた人。
(知識・技能の修得)
2. 経営・経営法学に関する専門的知識とスキルを実践に生かす態度と行動力を持った人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. ホスピタリティの重要性を知り、それを思考と行動の基礎に置き、社会や企業で実践できる能力を身につけた人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《ビジネスマネジメント学科》

本学科では、本学科の教育課程において、ビジネスマネジメントの専門的知識、判断力、技能、意欲・態度、ホスピタリティの能力を習得し、以下の評価基準に達したと認められる人に学士（経営文化学）の学位を授与します。

1. 経営管理の知識とスキルを修得し、社会や企業での実務能力を身につけた人。
(知識・技能の修得)
2. 学修した専門的知識を基礎にして積極的な問題解決能力・適応能力を身につけた人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 思考力と行動力を磨き、社会で実践できる能力を身につけた人。
(学びに向かう力・人間性の涵養)

《経営法学科》

本学科では、学ぶことにより人間性を磨き、かつ、以下の知識・能力・態度を有する人に学士（経営文化学）の学位を授与します。

1. 経営法学の知識とスキルを習得し、社会や企業での合理的問題解決能力を身につけた人。(知識・技能の修得)
2. リーガルマインドに立脚したものの見方・考え方ができ、企業経営現場における諸問題に対し、客観的な判断能力を身につけた人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. リーガルマインドを理解し、社会全体の利益のために行動できる力を身につけた人。
(学びに向かう力・人間性の涵養)

【コミュニケーション文化学部】

本学部では、教育課程の学びを通じて、コミュニケーション文化の専門的知識、判断力、技能、意欲・態度、実践力を習得し、以下の領域の評価基準に達成していると認められた人に学士の学位を授与します。

1. コミュニケーション文化に関する知識を深め、高いコミュニケーション力を身につけている人。(知識・技能の修得)
2. コミュニケーション文化に関する社会的課題について、論理的に思考・判断し、それに基づき、豊かなコミュニケーション表現ができる人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 習得したコミュニケーション文化の知識や技能、思考力をもとに、自己の課題を発展的に発見し、自主的に学んでいく意欲・態度を有するとともに、「ホスピタリティ」を身につけている人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《異文化コミュニケーション学科》

本学科では、異文化コミュニケーションについて学ぶ中で、専門的な知識、論理的な判断力、コミュニケーションおよび語学の技能を習得させ、意欲的に実践に取り組める態度を養わせます。具体的には以下の評価基準に達成していると認められた人に、学士(異文化コミュニケーション学)の学位を授与します。

1. 国、民族、歴史などに対する考え方が著しく変化する現代社会において、正しい知識を持ち、得た知識を活用し、考えを表現するための語学力とコミュニケーション能力を身につけた人。(知識・技能の修得)
2. 様々な価値観が存在する社会や文化の本質について思考し、判断する力を持ち、異なる文化をもった社会において意思疎通を十分に行うことができる人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 常に幅広い分野に関心を持ち、自ら課題を見つけ、向上心を持って学んでいく意欲と態度を有し、世界の人々が共存できる社会の実現に貢献できる人。
(学びに向かう力・人間性の涵養)

《日本文化コミュニケーション学科》

本学科では、学ぶことによって広い視野と良識を身につけ、「日本文化」に関連する知識や技能を実践で活かすことができる能力を習得した人に学士(日本文化コミュニケーション学)の学位を授与します。

1. 「日本文化」にかかわる専門的知識や技能を身につけている人。(知識・技能の修得)
2. 「日本文化」にかかわる諸課題について、論理的に思考・判断し的確にわかりやすく表現できる人、コミュニケーション能力を身につけている人。
(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 修得した知識や技能・思考力をもとに課題を追究・解決し自ら成長していく力を身につけている人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《生活心理学科》

本学科では、心理学の考え方をもち広く社会生活への適応力を身につけ、以下の領域で一定の評価基準に達した人に学士(応用心理学士)の学位を付与します。

1. 心理学に関する専門的知識と心理学的探求に関する必要とされる諸技法を身につけている人。(知識・技能の修得)
2. 日常生活場面の課題について、心理学的知識や方法を活用し自発的に思考し、解決できる能力を持っている人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 日常生活環境に存在する様々な問題を発見し、それらを緩和・解決しようとする態度

とコミュニケーション能力を身につけている人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《子ども学科》

本学科では、コミュニケーション文化について学ぶなかで、子どもの保育・教育に関する専門的知識、判断力、技能、意欲・態度、実践力を修得させます。具体的には以下の領域の評価基準に達成していると認められた者に学士(子ども教育学)の学位を授与します。

1. 社会人基礎力を身につけ、子どもを取り巻く現代的課題について興味・関心を持ち、課題解決に資する専門知識を身につけた人。(知識・技能の修得)
2. 自ら進んで解決できる実践力・表現力・コミュニケーション力を身につけている人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 社会人基礎力や教育・保育に関する専門的知識を修得し、積極的に現代的課題に立ち向かい、実践しようとする人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

【観光メディア文化学部】

本学部では、観光メディア文化について学ぶ中で、その専門的知識・判断力・技能・意欲・態度・実践力を修得し、以下の領域の評価基準に達成していると認められた者に学士の学位を授与します。

1. 専門分野に関する知識を深め、コミュニケーション力とホスピタリティを身につけた人。(知識・技能の修得)
2. 専門分野に関する文化的・社会的課題について論理的に思考・判断し、活躍できる人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 地域や社会の課題を発見し、問題解決の能力を身につけた人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《観光文化学科》

本学科では、学ぶことにより、観光産業経営・観光による地域振興、国際観光振興などの観光に関する専門知識を身につけ、様々な分野における観光を推進するリーダーとなる人を育てます。さらに、観光対象としての文化と、観光客と住民との交流により新たに構築される文化に習熟し、ホスピタリティ(おもてなし)の精神を身につけ、以下の知識・能力・態度を有するに至った者に学士(観光文化学)の学位を授与します。

1. 観光文化の専門分野に関する知識を深め、コミュニケーション力を身につけている人。(知識・技能の修得)
2. 観光文化の専門分野に関する文化的・社会的課題について、論理的に思考・判断し、活躍できる人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 修得した観光文化の専門分野の知識や技能、思考力をもとに、自己の課題をより発展的に発見し、自主的に学んでいく意欲・態度を身につけている人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

《メディア情報文化学科》

本学科では、知行合一の精神をもとに、地域社会の振興・発展において国内外で活躍する人を育成し、以下の能力を身につけた人に学士(メディア情報文化学)の学位を授与します。

1. 地域における様々な問題や価値観を理解し、社会の安全と発展のために、データからの確かな情報を引き出せる人。(知識・技能の修得)
2. 情報を分析し、適切に表現する力と、協働できるコミュニケーション能力を身につけている人。(思考力・判断力・表現力の育成)
3. 問題を発見し、課題解決への方策を立てる能力を身につけ、地域の発展や持続可能な社会の実現に貢献できる人。(学びに向かう力・人間性の涵養)

【看護学部】

本学部では、以下を修得した学生に対して学士（看護学）の学位を授与します。

1. 豊かな人間・自立の精神
生命・人間尊重精神を身につけ、調和のとれた人格を備え、社会人として成長できる力を有し、自立の精神で物事にあたることができる人。
2. 看護専門職としての能力と連携・協働する
看護の知識・技術をもって新しい看護活動の場を創造し、看護・福祉で活躍する能力がある人。
3. 常に前進する志と普遍的な教養
高い志をもち看護・福祉についての社会の要請に対し、新しい動きに関心を持ち問題を発見し、批判的発展的能力・問題解決能力・革新力を有し、併せて国際的な医療・看護情報に関心を持ち常に新しいことにチャレンジする基礎的教養を維持することができる人。

【大学院経営管理研究科】

本研究科では、わが国の多様な文化と技術の創造と伝承を基盤とし、経営管理について深く学び地域に根ざし世界へ発信する研究機関として、学術、文化の向上と豊かで健全な社会の発展に貢献する人を高度な専門職業人として社会に送り出すことを理念・目標に掲げ、以下の基盤的能力及びさらに高度な専門能力と卓越した実践を備えている人に修士の学位を授与します。

1. 社会に貢献できる経営についての高度な専門的知識・技能を身につけている人。
(知識・技能の修得)
 2. より深い専門分野について、論理的に思考し、判断し、豊かに表現できる人。
(思考・判断力・表現力の育成)
 3. より高い倫理観に基づいた社会的責任を身につけている人。
(学びに向かう力・人間性の涵養)
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
- ③ ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包括性）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員との関係

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業 領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。
- イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
- ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会との関係

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

- ・平成22年3月、平成21年度大学機関別認証評価の判定結果として、「日本高等教育評価機構（JIHEE）が定める大学評価基準を満たしている」と認定されました。
- ・平成29年3月、平成28年度大学機関別認証評価の判定結果として、日本高等教育評価機構（JIHEE）が定める大学評価で保留となりました。
- ・平成31年3月、平成30年度度大学機関別認証評価の判定結果として、「日本高等教育評価機構（JIHEE）が定める大学評価基準を満たしていない」とし不適合となりましたが、2年後にこの基準を満たしました。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

- ① 本学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
- ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。
- ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④ 学生のボランティア活動の推進と支援体制の充実に努めます。
- ⑤ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑥ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
- ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を順守するよう組織的に取り組めます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

(1) 松蔭大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

(2) 松蔭大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

(3) 松蔭大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ① 教育・研究に資する情報公表
 - ア 大学の教育研究上の目的
 - イ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - エ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
 - オ 教育研究上の基本組織
 - カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・関係する学校法人

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公開に努めます。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（1）②学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

第6章 管理・運用

6-1 運用体制

(1) ガバナンス・コードの改廃及び運用

ガバナンス・コードの改廃及び運用に関する必要な事項は、必要に応じ、外部の評価、意見等を踏まえ、理事会の議を経て、理事長が決定するものとします。

(2) ガバナンス・コードの遵守状況の確認

ガバナンス・コードの遵守状況の確認は、学長室会議とし、その事務は総務部総務課が行います。常勤理事会は、ガバナンス・コードの定める事項の実施につき関係者に対する助言、指導、指示を行うとともに、遵守状況並びに関係者に対する助言、指導、指示の状況について適宜理事会に報告します。

附 則

このガバナンス・コードは令和3年7月1日から施行する。

おわりに

日本の私立大学は、学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に貢献してきました。また、地域社会からの高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も果たし、現在もその努力を続けております。松蔭大学は、建学の精神（教育理念）に基づき、今後も、学校法人松蔭学園寄附行為および松蔭大学学則に規定する目的を達成し、社会の発展に寄与し貢献していくために、この「松蔭大学ガバナンス・コード」を制定します。そして、それを規範として運用していくことにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤を基によき大学づくりを進めていきます。また、私立大学として教育、研究、社会貢献の機能強化を一層図り、社会的責任を全うすることにより、社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援に繋げていく所存です。